

高齢者の相談窓口

斑鳩町地域包括支援センター

斑鳩町小吉田1丁目12-35（生き生きプラザ斑鳩）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝・12月29日～翌1月3日を除く）
☎ 0745-75-4000/0745-74-5666

在宅介護支援センター

在宅介護支援センター第二慈母園
斑鳩町大字法隆寺2091-1
午前9時～午後4時（土・日・祝・12月29日～翌1月3日を除く）
☎ 0745-75-8888

その他の相談窓口

健康の 相談

斑鳩町保健センター

斑鳩町小吉田1丁目12-35（生き生きプラザ斑鳩）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝・12月29日～翌1月3日を除く） ☎0745-70-0001

認知症 高齢者の 相談

認知症疾患医療センター

- ハートランドしぎさん（鑑別診断も実施）
生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1（担当地域：奈良県西和地域）
午前9時～午後5時（日・祝・12月29日～翌1月3日を除く） ☎0745-31-3345
- 秋津鴻池病院（鑑別診断も実施）
御所市池之内1064（担当地域：奈良県中南和地域）
午前9時～午後4時30分（日・祝・12月29日～翌1月3日を除く） ☎0745-64-2069
- 吉田病院（鑑別診断も実施）
奈良市西大寺赤田町1丁目7-1（担当地域：奈良県北東和地域）
午前9時～午後5時（土・日・祝・12月29日～翌1月3日を除く） ☎0742-45-6599

消費生活相談

斑鳩町消費生活相談

相談日 毎週木曜日の午後1時～4時
（祝・12月29日～翌1月3日を除く）
第4木曜日のみ午前9時～12時も実施
場 所 斑鳩町役場1階（第3会議室）
お問い合わせ 安全安心課

奈良県消費生活センター

相談日 午前9時～午後4時30分
（土・日・祝・12月29日～翌1月3日を除く）
場 所 奈良市三条本町8-1
シルキア奈良2階
電 話 0742-36-0931

※相談日時・場所については変更となる場合があります。



パゴちゃん

発行／斑鳩町
編集／斑鳩町住民生活部福祉課
〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
☎ 0745-74-1001（代） FAX.0745-74-1011

介護保険・高齢者福祉 ガイドブック

令和6年度～令和8年度



斑鳩町

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

令和6年度 介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスに関して

介護予防支援を居宅介護支援事業者に依頼できるように。(令和6年4月から) ▶10ページ
一部の福祉用具について貸与と購入を選択できるように。(令和6年4月から) ▶24ページ

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更。(令和6年4月から) ▶14～22ページ
特定入所者介護サービス費の限度額の変更。(令和6年8月から) ▶23ページ
介護保険料の変更。(令和6年4月から) ▶42ページ

社会資源検索サイト 斑鳩町 ～介護・生活おたすけナビ～

住み慣れた地域で暮らし続けるため、介護やインフォーマルサービスの事業者を「斑鳩町～介護・生活おたすけナビ～」にてお探しいただけます。

掲載内容

- 町内の介護サービス提供事業所の所在地や連絡先などを検索できます。
(居宅介護支援事業所、訪問介護、通所介護など)
- 「生活支援ガイドブック」に掲載している情報を検索できます。
(町内の商品配達サービス業者、通いの場、訪問理美容サービスなど)

検索方法

斑鳩町のホームページまたは右記の二次元バーコードからアクセスしてください。



もくじ

介護保険制度のしくみ	4
住み慣れた地域でいつまでも元気に	4
サービス利用の手順	6
サービスの種類と費用	12
地域支援事業（総合事業）	26
総合事業 自分らしい生活を続けるために	26
斑鳩町高齢者福祉サービス	30
斑鳩町高齢者福祉サービス	30
地域包括ケア／介護保険Q&A	36
支え合いの地域づくり	36
地域包括支援センターのご案内	37
介護保険Q&A	38
「訪問調査」とは？／要介護と要支援の違い	39
費用の支払い	40
自己負担限度額と負担の軽減	40
介護保険料の決まり方・納め方	42
社会全体で介護保険を支えています	42
福祉・保健・医療サービス機関、 介護サービス提供事業所一覧	46

介護保険の申請や届け出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

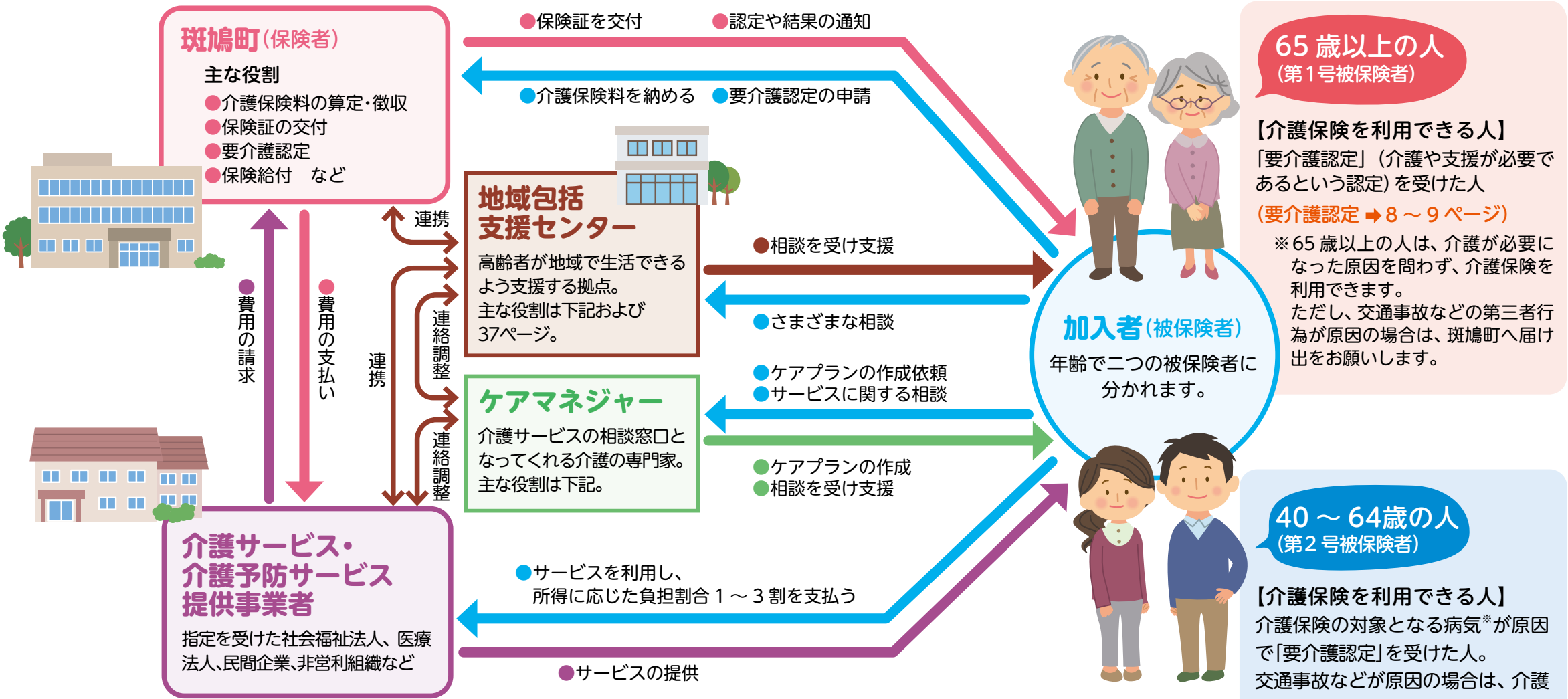
- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している)
- ・個人番号が記載された住民票 など

◆身元確認には次のいずれかが必要

- ・マイナンバー(個人番号)カード
 - ・運転免許証 など
- 写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40 歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。運営は斑鳩町が行っています。



「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。
➡詳しくは、37 ページ。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。
ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」などに所属しています。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

●がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	●関節リウマチ	●筋萎縮性側索硬化症	●後縦靱帯骨化症
●骨折を伴う骨粗しょう症	●初老期における認知症	●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	●脊髄小脳変性症
●脊髄管狭窄症	●早老症	●多系統萎縮症	●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
●脳血管疾患	●閉塞性動脈硬化症	●慢性閉塞性肺疾患	●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の人は
65歳になった月に全員に交付されます。

40～64 歳の人は
認定を受けた人に交付されます。

【保険証が必要なとき】

- ・要介護認定を申請(更新)するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など

負担割合証

要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合（1～3割）を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。
※負担割合に関して、詳しくは40ページ。

【負担割合証が必要なとき】

- ・介護保険サービスなどを利用するとき

【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合（1～3割）が記載されます。

介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

サービス利用の流れ① 相談～利用できる サービス

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、斑鳩町の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

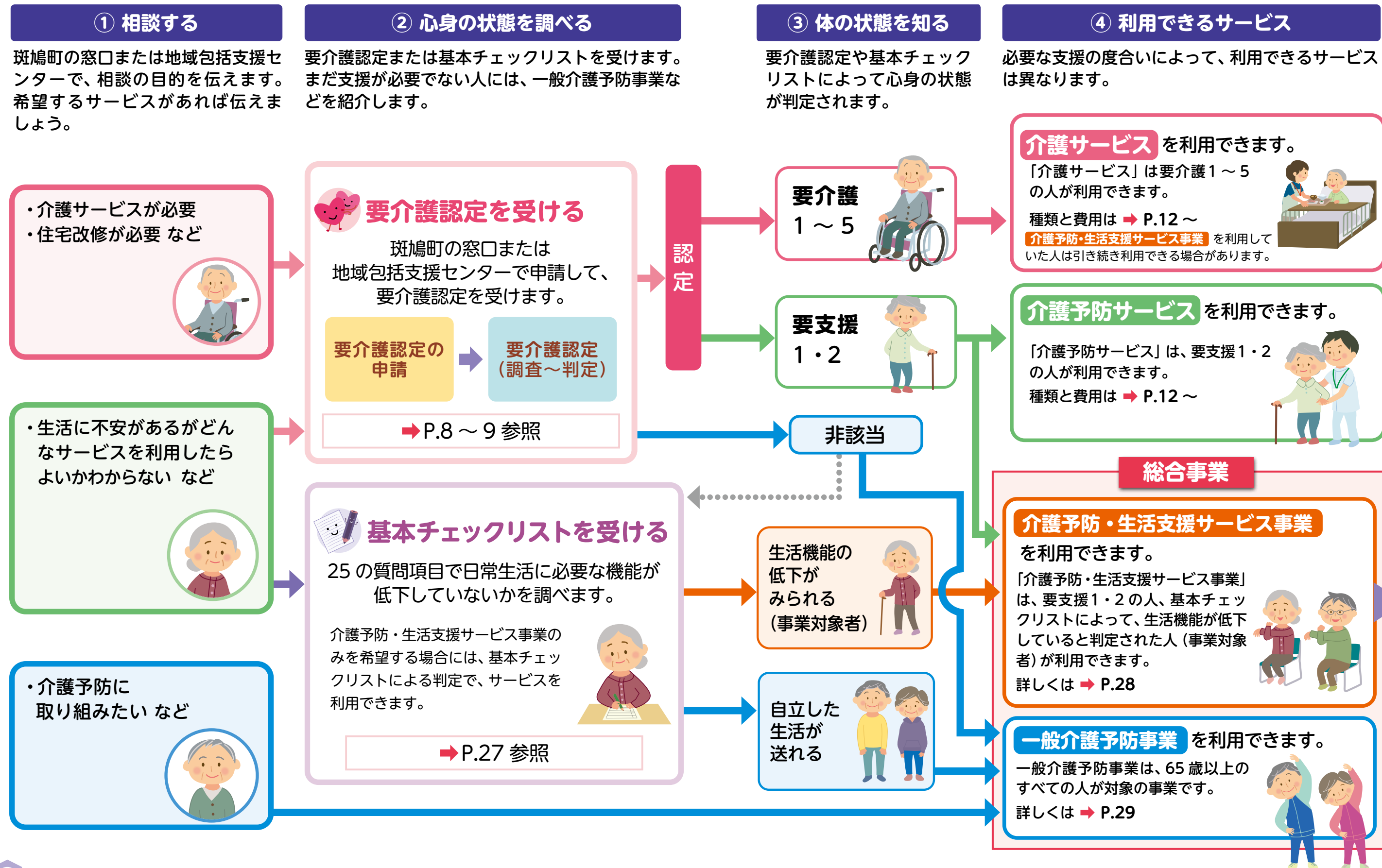
地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

サービス利用の流れ③へ（10ページから）



サービス利用の流れ② 要介護認定の流れ

介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、介護や支援「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

が必要であると認定を受ける必要があります。

※要介護認定は、事業対象者となったあとでも申請できます。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

1 申請する

申請の窓口は斑鳩町の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。（更新申請も含む）

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 申請書
斑鳩町の窓口に置いてあります。
- ✓ 介護保険被保険者証（▶P.5参照）
- ✓ 健康保険の保険証
40～64歳の方は健康保険証が必要です。



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。
かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

2 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

訪問調査

斑鳩町の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。（▶P.39参照）

主治医の意見書

斑鳩町の依頼により主治医が意見書を作成します。

一次判定（コンピュータ判定）

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

二次判定（介護認定審査会）

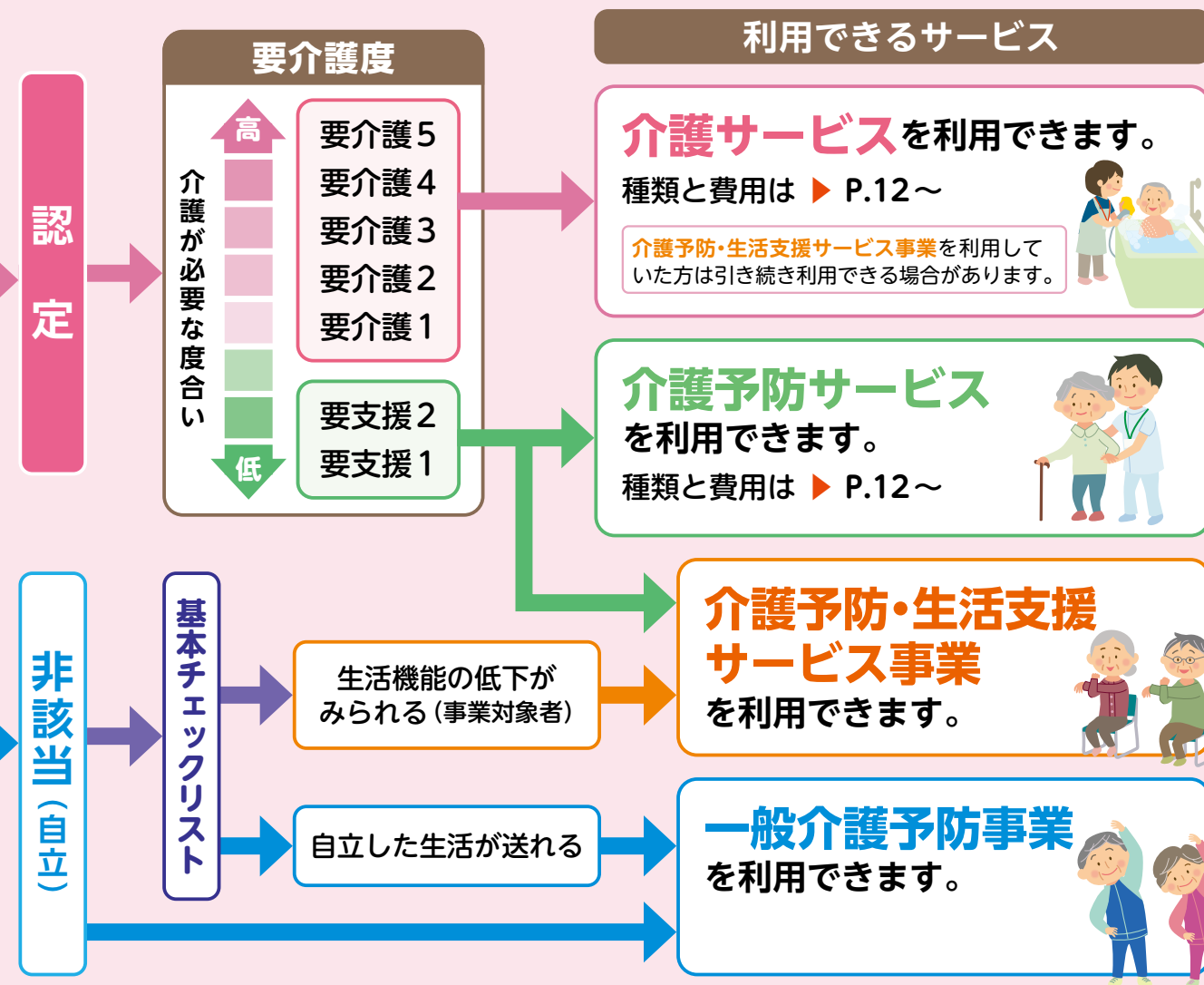
一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



3 結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます。

「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。



認定には有効期間があります

有効期間など要介護認定の結果は、介護保険証に記載されます。
有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください（介護が必要な度合いに変化がある場合は、認定の変更を申請してください）。

引き続き利用するには「更新申請」が必要です。



サービス利用の流れ③ ケアプランの作成 からサービス利用まで

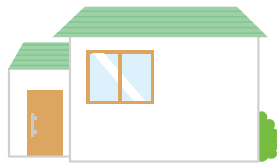
要介護1～5と認定された人で、自宅を中心としたサービスを希望する人は居宅介護支援連絡します。また、要支援1・2と認定された人および介護予防・生活支援サービス事業

援事業者、施設への入所を希望する人は介護保険施設に
対象者は地域包括支援センターに連絡します。



要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 斑鳩町などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。

2 ケアプラン※¹を作成

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
 - ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた人は引き続き利用できる場合があります。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

斑鳩町高齢者福祉サービス

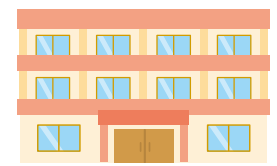
地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設に連絡

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン※¹を作成

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**を利用します。



要支援1・2の方

1 地域包括支援センター等に連絡

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者に連絡、相談をします。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、斑鳩町から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

2 介護予防ケアプラン※¹を作成

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



サービス事業者と契約する際の注意点

- ☐ 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- ☐ 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- ☐ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- ☐ 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- ☐ 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。
疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。



通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡

地域包括支援センターに連絡します。



2 ケアプラン※¹を作成

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険サービスの種類

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、居宅サービスには、事業所のある市区町村にお住まいの人のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類



自宅でサービスを受ける
P.14～16



生活する環境を整える
P.24～25



施設に通って利用する
P.17～18



短期間施設に泊まる
P.19



通いを中心とした複合的なサービス
P.20



介護保険施設に移り住む
P.22



自宅から移り住んで利用する
P.20～21

マーク、自己負担のめやすなどについて

要介護1～5

要介護1～5の人が介護保険を使って利用できるサービス

※要介護3～5の人向けのサービスや要支援2の人向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。

要支援1・2

要支援1・2の人が介護保険を使って利用できるサービス

地域密着型サービス 原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できる介護保険サービス。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

- 自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。(負担割合については、40ページ参照)
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容などによって異なります。

【サービスを利用する前に】
ケアプラン（介護サービスの利用計画）または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護1～5

きょたくかいごしえん
居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼するほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援を受けます。

要支援1・2

かいごよぼうしえん
介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランの作成を依頼するほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援を受けます。



ケアプランの作成および相談に自己負担はありません。(全額を介護保険で負担します)

※（介護予防）小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。

ケアプランの作成例（要介護1の人の例）

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護		通所リハビリ	訪問介護	
午後							

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業者等一覧

12

13

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）には、自宅への訪問によるサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

日常生活の手助けを受ける

自宅でサービスを受ける

要介護1～5 訪問介護【ホームヘルプサービス】 要支援1・2の人はP28へ

自宅においてホームヘルパーから、身体介護や生活援助のサービスを受けます。



＜身体介護＞

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 服薬の確認 など

＜生活援助＞

- 住居の掃除 ●洗濯 ●買い物
- 食事の準備、調理
- 薬の受け取り など

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
生活援助 中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	97円
-------------	-----

ご注意ください！ 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

- 利用者以外の家族のための家事
 - ・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し ・自家用車の洗車、掃除
 - ・来客の応対 ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 など
- 日常生活の家事の範囲を超えるもの
 - ・花木の水やり、草むしり ・話し相手のみ、留守番 ・ペットの世話
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 金銭・貴重品の取り扱い
 - ・預金の引き出し、預け入れ
- リハビリや医療行為
- 利用者本人が不在のとき



ヘルパーさんに
なんでもお願いできる
わけではありません

給付対象外
のお願いを
しないために

どのようなサービスを希望するのか、そのサービスが介護保険の対象になるのかなど、ケアプランを作成するときにケアマネジャーと具体的に話し合い、確認しましょう。



自宅で入浴する

要介護1～5 要支援1・2 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)



自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護1～5	856円	要支援1・2	1,266円
--------	------	--------	--------

看護師などの訪問を受ける

要介護1～5 要支援1・2 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師の訪問により、床ずれの手当てや点滴の管理を受けます。

自己負担(1割)のめやす

要介護度	病院・診療所から		訪問看護 ステーションから	
	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満
要支援1・2	382円	553円	451円	794円
要介護1～5	399円	574円	471円	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



自宅でリハビリをする

要介護1～5 要支援1・2 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

自宅でリハビリの専門家によるリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	要支援1・2	298円
	要介護1～5	308円

介護や支援が
必要になっても
自分でできること
は自分で！

自分でできることまで介護サービスに頼ると、徐々に身体機能が低下し、状態は悪化してしまいます。ケアプランを作成する時からできないことだけを介護サービスで補うことにして、自分でできることは自分で行い、できることを増やすことを目指しましょう。
家族の人が介護する場合も、本人のためにも本人ができないことだけを支援するようにしましょう。



① 自宅を中心に利用するサービス

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

自宅でサービスを受ける

要介護1~5 要支援1~2 きょたくりょうようかん り し どう かい ご よ ぼうきょたくりょうようかん り し どう
居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、
歯科衛生士などの訪問に
より、薬の飲み方、食事な
ど療養上の管理・指導を
受けます。



自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

夜間に訪問介護を受ける

要介護1~5 や かんたいおうがたほうもんかい ご
夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられ
る訪問介護、緊急時など、利用者の求め
に応じて介護を受けられる随時対応の
訪問介護などがあります。



自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	989円
-----	------

※要支援の人は利用できません。

地域密着型サービス

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護1~5 てい き じゅんかい ずい じ たいおうがたほうもんかい ご かん ご
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護
師の定期的な訪問を受けられます。また、
通報や電話などをすることで、
随時対応も受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護1	5,446円	7,946円	基本対応 989円
要介護2	9,720円	12,413円	
要介護3	16,140円	18,948円	
要介護4	20,417円	23,358円	
要介護5	24,692円	28,298円	

※要支援の人は利用できません。

地域密着型サービス

事業者を
選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。
すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える人は、参考にしてください。
また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみ
ることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



施設に通って利用する

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1~5 つうしょかい ご
通所介護【デイサービス】 要支援1~2の人はP28へ

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・個別機能訓練 56円/1日
・栄養改善 200円/1回
・口腔機能向上 150円/1回
など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

小規模な施設の通所介護サービス

要介護1~5 ち いきみっちゃくがたつうしょかい ご
地域密着型通所介護

定員18人以下の小規
模な通所介護施設で、
食事・入浴などの介護
や機能訓練が日帰
りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【7~8時間未満の利用の場合】

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

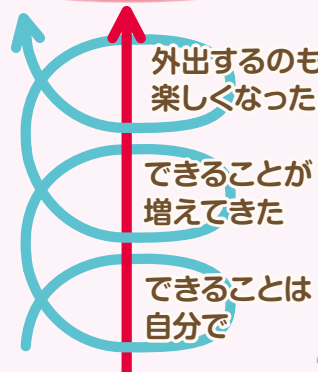
※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の人は利用できません。

地域密着型サービス

介護予防が
大切なのは
なぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い人について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。
できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。

自分らしい生活へ



介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
地域支援事業(総合事業)
斑鳩町高齢者福祉サービス
地域包括ケア／介護保険Q&A
費用の支払い
介護保険料の決め方・納め方
介護サービス事業所等一覧

① 自宅を中心に利用するサービス



施設に通ってリハビリをする

施設に通って利用する

要介護 1～5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担（1割）のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	762円
要介護 2	903円
要介護 3	1,046円
要介護 4	1,215円
要介護 5	1,379円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円／1回
・口腔機能向上 150円／1回 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援 1・2 介護予防 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円／月
・口腔機能向上 150円／月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症の人が施設に通って受けるサービス

要介護 1～5 要支援 1・2 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担（1割）のめやす【7～8時間未満利用した場合】

要介護 1	994円	要支援 1	861円
要介護 2	1,102円	要支援 2	961円
要介護 3	1,210円		
要介護 4	1,319円		
要介護 5	1,427円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

地域密着型サービス

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

- 理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。
- 作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。
- 言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある人に訓練や検査などを行います。



自宅で介護を受けている人が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護 1～5 要支援 1・2 短期入所生活介護【ショートステイ】（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
1日あたりの自己負担（1割）のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	603円	603円	704円
要介護 2	672円	672円	772円
要介護 3	745円	745円	847円
要介護 4	815円	815円	918円
要介護 5	884円	884円	987円



要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	451円	451円	529円
要支援 2	561円	561円	656円

医療の助けが必要な人が一時的に施設に泊まる

要介護 1～5 要支援 1・2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】（介護予防短期入所療養介護）

1日あたりの自己負担（1割）のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	753円	830円	836円
要介護 2	801円	880円	883円
要介護 3	864円	944円	948円
要介護 4	918円	997円	1,003円
要介護 5	971円	1,052円	1,056円

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	579円	613円	624円
要支援 2	726円	774円	789円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室（部屋のタイプ）について	従来型個室	リビングスペース（共同生活室）を併設していない個室
	多床室	定員2人以上の相部屋
	ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
	ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。

例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの人が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決め方・納め方

介護サービス事業所等一覧

① 自宅を中心に利用するサービス



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

通いを中心とした複合的なサービス

要介護 1～5 要支援 1・2 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、「訪問」(介護と看護)を受けるサービス、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。



地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 2	15,370円
要介護 3	22,359円
要介護 4	24,677円
要介護 5	27,209円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1～5 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、「訪問」(介護と看護)を受けるサービス、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
※要支援の人は利用できません。



地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	12,447円
要介護 2	17,415円
要介護 3	24,481円
要介護 4	27,766円
要介護 5	31,408円



有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける

自宅から移り住んで利用する

要介護 1～5 要支援 1・2 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	183円
要支援 2	313円
要介護 1	542円
要介護 2	609円
要介護 3	679円
要介護 4	744円
要介護 5	813円



地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

要介護 1～5 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の人は利用できません。

地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	546円
要介護 2	614円
要介護 3	685円
要介護 4	750円
要介護 5	820円

認知症の人が施設で共同生活を送る

要介護 1～5 要支援 2 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援 1 の人は利用できません。



地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円
要介護 1	753円
要介護 2	788円
要介護 3	812円
要介護 4	828円
要介護 5	845円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護 3～5 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護 3 以上の人。
※要支援の人は利用できません。



地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	745円	745円	828円
要介護 4	817円	817円	901円
要介護 5	887円	887円	971円

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア/介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い人から入所できます。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。
- ※従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについては、19 ページを参照してください。



生活介護が中心の施設

介護保険施設に移り住む

要介護3~5 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約21,960円	約21,960円	約24,450円
要介護4	約24,060円	約24,060円	約26,580円
要介護5	約26,130円	約26,130円	約28,650円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の人。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,510円	約23,790円	約24,060円
要介護2	約22,890円	約25,290円	約25,440円
要介護3	約24,840円	約27,240円	約27,390円
要介護4	約26,490円	約28,830円	約29,040円
要介護5	約27,960円	約30,360円	約30,540円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1~5 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,630円	約24,990円	約25,500円
要介護2	約24,960円	約28,290円	約28,800円
要介護3	約32,100円	約35,460円	約35,970円
要介護4	約35,160円	約38,490円	約39,000円
要介護5	約37,890円	約41,250円	約41,760円

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1~3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで 2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
令和6年8月から 2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

所得が低い人は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには斑鳩町へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。なお、有効期間は7月31日までとなるため、引き続き利用する場合は、申請が必要です。

変更ポイント

居住費の限度額を変更。
(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者等	要件なし	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]

1	生活保護受給者等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

- 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
- ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。
- ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
- 不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決め方

介護サービス事業所等一覧

③生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

生活する環境を整える

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

次の13種類が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。

○ = 利用できる。
× = 原則として利用できない。
▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり（工事をとまなわないもの） ・歩行器	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	×	○	○
・車いす付属品（クッション、電動補助装置等） ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外（全額自己負担）となります。
- 事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。（令和6年4月から）**変更ポイント**

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助つえ（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）**申請が必要です**

- 購入費支給の対象は、次の品目です。
- 移動用リフトのつり具の部分
 - 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
 - 自動排せつ処理装置の交換部品
 - 排せつ予測支援機器
 - 簡易浴槽
 - 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
 - 固定用スロープ
 - 歩行器（歩行車を除く）
 - 歩行補助つえ（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）
- 貸与と購入を選択できます。

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。（毎年4月1日から1年間）

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

生活する環境を整える

要介護1～5 要支援1・2 きょたくかい ご じゅうたくかいしゅう かい ご よ ぼうじゅうたくかいしゅう
居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

事前の申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。（費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です）

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか斑鳩町の窓口にご相談しましょう。

和式便器から洋式便器への取り替え
手すりの取り付け
滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
段差の解消

開き戸から引き戸などへの扉の取り替え（ドアノブの変更・戸車などの設置）

◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

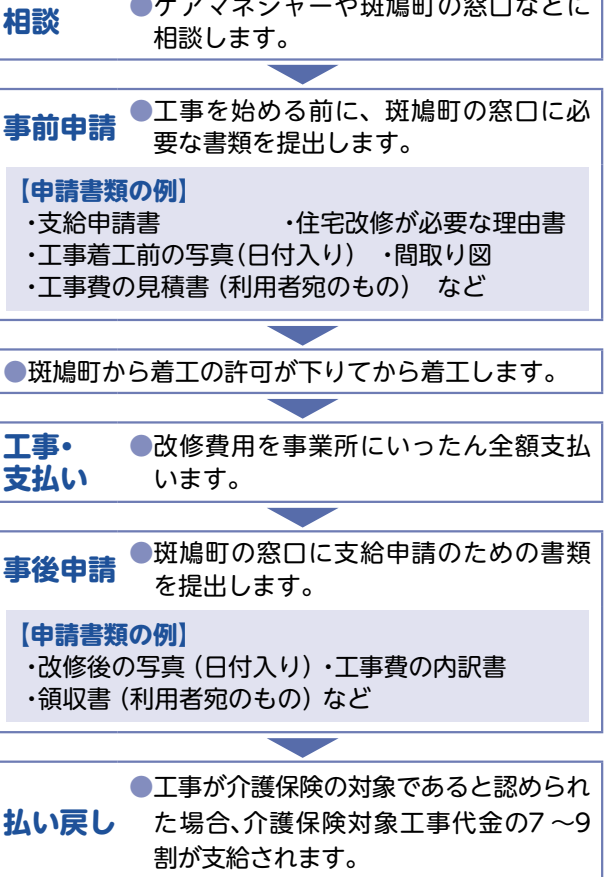
支給限度額／20万円まで（原則1回限り）
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。
また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



手続きの流れ（事前と事後の申請が必要です）
【償還払い（後から払い戻される）の場合】



介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
地域支援事業（総合事業）
斑鳩町高齢者福祉サービス
地域包括ケア／介護保険Q&A
費用の支払い
介護保険料の決まり方・納め方
介護サービス等一覧

総合事業

自分らしい生活をするために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業の ポイント

- 要支援1・2の人は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となったとき、本人が希望し、市区町村が必要と判断すれば、**介護予防・生活支援サービス事業**を引き続き利用できます。

総合事業を 利用するには

まずは、地域包括支援センターまたは、斑鳩町の担当課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その人に合ったサービスや支援を受けることができます。



地域で元気に ～介護予防のすすめ～

まだ介護が必要でない人は、斑鳩町の介護予防の教室等^{*}を利用しましょう。ここでは、自分で取り組める介護予防の方法をお伝えします。

^{*}介護予防の取り組みは、市区町村によって異なります。

バランスよくしっかり食べる

栄養バランスのよい食事を心がけましょう。肉や魚、卵などのたんぱく質をしっかりととりましょう。



体を動かす時間を増やす

散歩（ウォーキング）や体操、筋力トレーニングを生活に取り入れましょう。



口の健康を保つ

歯みがきや、入れ歯の手入れをしっかりとって、口の健康を保ちましょう。噛む力を鍛えることも重要です。



総合事業の対象者は基本チェックリストを ふまえて決定します

厚労省の作成した25問の基本チェックリストにおいて、生活機能に低下がみられた人は「事業対象者」の候補者になります。事業対象者になるかどうかは、申請書の提出後、斑鳩町が判断します。

【基本チェックリスト】

No.	質問項目	回答
生活機能全般	1 バスや電車で1人で外出していますか	はい0点 いいえ1点
	2 日用品の買物をしていますか	はい0点 いいえ1点
	3 預貯金の出し入れをしていますか	はい0点 いいえ1点
	4 友人の家を訪ねていますか	はい0点 いいえ1点
	5 家族や友人の相談にのっていますか	はい0点 いいえ1点
運動機能	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい0点 いいえ1点
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい0点 いいえ1点
	8 15分位続けて歩いていますか	はい0点 いいえ1点
	9 この1年間に転んだことがありますか	はい1点 いいえ0点
	10 転倒に対する不安は大きいですか	はい1点 いいえ0点
栄養状態	11 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい1点 いいえ0点
	12 BMIが18.5未満ですか BMIとは：体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	はい1点 いいえ0点
口腔機能	13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい1点 いいえ0点
	14 お茶や汁物などでむせることがありますか	はい1点 いいえ0点
	15 口の渇きが気になりますか	はい1点 いいえ0点
閉じこもり	16 週に1回以上は外出していますか	はい0点 いいえ1点
	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい1点 いいえ0点
認知症	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい1点 いいえ0点
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい0点 いいえ1点
	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	はい1点 いいえ0点
うつ	21 （ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい1点 いいえ0点
	22 （ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい1点 いいえ0点
	23 （ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい1点 いいえ0点
	24 （ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	はい1点 いいえ0点
	25 （ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい1点 いいえ0点

次のいずれかにあてはまる人は「生活機能の低下」がみられます

① No.1～20の合計が	10点以上	⑤ No.16に該当	1点
② No.6～10の合計が	3点以上	⑥ No.18～20の合計が	1点以上
③ No.11～12の合計が	2点以上	⑦ No.21～25の合計が	2点以上
④ No.13～15の合計が	2点以上		

基本チェックリストに該当するようであれば地域包括支援センターへご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の人、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）などが利用できるサービスです。



訪問介護（ホームヘルプ）

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や家族での支えあい・支援サービス等が受けられない場合には、ホームヘルパーが居宅を訪問してサービスを提供します。（訪問型サービス）

訪問介護相当サービス費用のめやす

サービス内容(名称)		1回あたりの利用料	サービス内容
標準的なサービス		287円	身体介護+生活援助 ※利用者と一緒に生活援助を行う場合も含む
生活援助が中心である場合	所要時間が20分から45分未満	179円	生活援助 (調理・洗濯・掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)
	所要時間が45分以上	220円	
短時間の身体介護が中心である場合		163円	20分未満の身体介護

標準的なサービス利用の場合

介護度	利用回数	利用料	
事業対象者・要支援1	週1回	月4回まで 287円/1回	月5回以上 1,176円/月
要支援2	週2回	月8回まで 287円/1回	月9回以上 2,349円/月
	週3回	月12回まで 287円/1回	月13回以上 3,727円/月

※掲載している自己負担額は、1割負担の場合の金額です。自己負担額については、介護保険負担割合証をご確認ください。
※乗車・乗降等介助は利用できません。
※週3回は自立支援型地域ケア会議で検討の結果、期間限定で利用できる場合があります。

訪問型サービスA費用のめやす

介護度	利用回数	利用料	
事業対象者 要支援1・2	週1回	月4回まで 220円/1回	月5回以上 1,176円/月

※掲載している自己負担額は、1割負担の場合の金額です。自己負担額については、介護保険負担割合証をご確認ください。
※身体介護はありません。
※乗車・乗降等介助は利用できません。

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、生活機能向上グループ活動など）を提供します。（通所型サービス）



サービス費用のめやす

介護度	利用頻度(目安)	利用料	
事業対象者・要支援1	週1回	月4回まで 436円/1回	月5回以上 1,798円/月
要支援2	週2回	月8回まで 447円/1回	月9回以上 3,621円/月

※掲載している自己負担額は、1割負担の場合の金額です。自己負担額については、介護保険負担割合証をご覧ください。
※食費や日用品代等は別途実費となります。

短期集中通所サービス

通所施設で生活機能の維持、向上を図る観点から専門職からの指導を受け、短期間（利用期間は原則3か月まで）で心身機能、生活機能及び社会参加の向上を目的としたリハビリテーションを集中的に行います。

サービス費用のめやす

介護度	利用頻度(目安)	利用料
事業対象者・要支援1・2	週1回	無 料

一般介護予防事業

高齢者がいつまでも元気に過ごすことができるための介護予防教室の開催や住民主体の通いの場の充実、地域の支え手の創出といった地域づくりを推進し、介護が必要な状態となっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指した事業です。対象は65歳以上のすべての高齢者です。

介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加等に繋がります。

介護予防普及啓発事業

運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防等の教室です。介護予防の取り組みの定着を目指します。



チャレンジ介護予防	
運動教室	ストレッチや下肢筋力トレーニングのほか栄養改善、口腔機能向上などの健康講座を行います。
運動教室 (3か月集中コース)	健康運動指導士などによる、フレイル予防のための体操やバランス運動などを行います。また、お口のケアやトレーニング方法も学びます。
栄養改善教室	管理栄養士などにより栄養バランスや低栄養・予防等について学びます。
生き生き倶楽部	脳の活性化に効果がある教材を用いた脳のトレーニングや楽しく体を動かす体操などを行います。
生き生きセミナー	地域の公民館等で行う運動、栄養改善、口腔機能向上等を組み合わせた介護予防教室です。

※各教室の実施日時・会場・申込み方法などは、町広報紙お知らせ版で随時お知らせします。

地域介護予防活動支援事業

地域の介護予防活動を支援します。

介護予防活動支援事業補助金	地域の高齢者が生きがいをもってはつらつと過ごせることを目指し、介護予防を目的に地域で自主的に活動する団体に対して、補助金を交付し活動を支援します。
地域（介護予防）支援講座	町内会や地域団体からの依頼に応じて、介護予防（運動・栄養・口腔等）講座を実施します。
介護予防サポーター・リーダー養成講座	高齢者福祉や介護保険制度、介護予防などについて学び、町の介護予防事業や地域の介護予防活動を推進するボランティアとして活動ができる人材を育成します。

※詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを強化するため、地域の活動を専門職が支援します。地域で介護予防を目的に住民主体で自主的に活動する団体に対して、理学療法士などの講師を派遣し、技術的助言を行います。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決め方・納め方

介護サービス事業所等一覧

斑鳩町高齢者福祉サービス

日常生活を支援するサービス

愛の訪問サービス事業

居宅に乳酸菌飲料を配付することにより、高齢者の健康の向上と安否を確認し、健康状態に異常があったときなどは関係機関へ連絡を行います。年末年始および祝日、配達事業者の夏期休業日を除き1週間あたり、3回（月・水・金）まで配布します。

対象者 在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に属する高齢者などで、本人の心身などの状況を確認し、日常生活上の安否を確認する必要があると認められる人。

軽度生活援助事業

軽度生活援助員を居宅に派遣して、家庭内の整理整頓、食事・食材の確保など軽易な日常生活の援助を行います。1 か月あたり 4 回までとし、年 12 回まで。費用の 1 割を利用者が負担します。

対象者 在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に属する高齢者などで、本人の心身などの状況を確認し、日常生活上の援助が必要であると認められる人。



訪問理美容サービス事業

居宅に理容師・美容師が訪問し、理容や美容を行います。年 2 回まで利用できます。

対象者 在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に属する高齢者などで、老衰・心身の傷害および傷病などにより理美容院に出向くことが困難な人。寝たきり、または寝たきりに準じる者（介護保険の主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定の基準に該当する人など）。



緊急通報装置貸与事業

緊急事態が発生したときに速やかに安全を確保し、安否確認をするため、緊急通報装置の設置を行います。

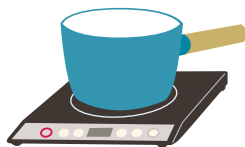
対象者 在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に属する高齢者などで、安否の確認が必要と認められる人。



老人日常生活用具給付等事業

火災警報器や電磁調理器などの給付または貸与を行います。

対象者 所得税非課税世帯に属するおおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に属する高齢者などで、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な寝たきりなどの状態である人。電磁調理器は所得制限なし。



配食サービス

居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事（昼食）を提供するとともに、高齢者の安否を確認し、健康状態に異常があったときなどは関係機関へ連絡を行います。1 週間あたり平日（月～金）において最大 5 回まで。食材費用などは利用者負担。ただし、愛の訪問サービス事業と同じ曜日の利用はできません。

対象者 在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に属する高齢者などで、本人の心身などの状況を確認する中で、日常生活上の安否を確認する必要があると認められる人や、身体的理由により自ら調理することが困難な人で、自立支援の観点からサービスを利用することが適当であると認められる人。



在宅で家族を介護する人を支援するサービス

在宅ねたきり老人介護手当の支給

介護している人に 1 か月 5,000 円を支給します。年 2 回支給します。

対象者 町内に住所を有し、要介護 4・5 の認定を受けている高齢者を常時家庭で介護している人（当該高齢者と生計を一にしていること）。要介護者本人の所得要件あり。また、県が実施している特別障害者手当を受給していないこと。

介護用品支給事業

紙おむつ、おむつカバーなどを支給します。

紙おむつの支給限度額 紙おむつ・尿取りパッド：3,600円／月
その他：1,400円／月

対象者 要介護 4・5 の認定を受けている在宅の 65 歳以上の人で、常時失禁状態（昼夜ともおむつを使用していることが主治医意見書等で確認できること）の人。当該高齢者が住民税非課税であること。



家族介護慰労事業

介護家族に慰労金年額 100,000 円を支給します。

対象者 介護保険サービスを 1 年間利用しなかった要介護 4・5 の高齢者を在宅において介護している家族。当該高齢者および家族が住民税非課税であること。



家族介護教室

介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得するための教室を開催します。

対象者 高齢者を介護する家族など。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険 Q & A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムの
使用料などを助成します。

対象者 徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族。



認知症高齢者 QR コード活用見守り事業

認知症高齢者が行方不明となったときや警察で保護されたときに、早期に身元判明できるよう、
靴や衣服に転写できる QR コードシールを配布します。

対象者 徘徊のみられる認知症高齢者の親族または支援者。

高齢者の生きがい支援

老人クラブ活動

地域を基盤とする高齢者が集まり、仲間づくり、健康づくり、支え合
い、地域社会との交流、奉仕活動などを総合的に行っていく自主的な
組織です。

お問い合わせ お近くの老人クラブまたは
老人クラブ連合会事務局（斑鳩町社会福祉協議会内） ☎ 74-5122

対象者 おおむね 60 歳以上の高齢者。



シルバー人材センター活動

高齢者が持っている経験、能力、技術を生かして社会に貢献し
生きがいの充実を図ります。また就労相談を行います。

お問い合わせ 斑鳩町シルバー人材センター 斑鳩町小吉田 2 丁目 2-24
☎ 75-0884

対象者 60 歳以上の高齢者。



老人憩の家

地域における高齢者の教養の向上、レクリエーション、健康増進などのための場を提供する施設です。

休館日 水曜日、祝日（日曜日が祝日にあたる場合は開館し、その翌日が休館）、
12 月 29 日～翌 1 月 3 日

利用料 無料

場 所 ●西老人憩の家 斑鳩町神南 2 丁目 5-1 ☎ 74-1517
●東老人憩の家 斑鳩町幸前 2 丁目 8-9 ☎ 74-5050

対象者 原則として 60 歳以上の高齢者。



ふれあい交流センター いきいきの里

健康づくり、ふれあいづくりを目的に、子どもからお年寄りまで多世代間
の交流を図っていただける施設で、浴場、大広間、小広間、ゲートボール
場などがあります。

休館日 月曜日・第 4 火曜日 ※祝日と重なる場合は、その日以降の最初の平日（休館日を除く）、
12 月 30 日～翌 1 月 3 日

入館料 入浴料は入館料に含まれます ※小広間、娯楽室の利用には別途使用料がかかります。

利用区分	65 歳以上		16 歳以上 65 歳未満		6 歳以上 16 歳未満		6 歳未満児、身体障害者（1・ 2・3 級）、療育・精神障 害者保健福祉手帳所持者	
	町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
当日券（1 名）	200 円	400 円	300 円	500 円	100 円	300 円	無料	100 円
回数券（11 回券）	2,000 円	4,000 円	3,000 円	5,000 円	1,000 円	3,000 円		1,000 円

場 所 斑鳩町法隆寺北 1 丁目 13-15

お問い合わせ ふれあい交流センター いきいきの里 ☎ 74-0990



斑鳩町総合保健福祉会館（生き生きプラザ斑鳩）

保健・福祉の活動拠点として、またコミュニケーションの場として、
小さい子どもから高齢者まで幅広い世代の人が利用できる施設です。
介助浴室や歩行浴室、足湯も利用できます。

休館日 日曜日、祝日、12 月 29 日～翌 1 月 3 日

◆足湯・歩行浴・介助浴室 ※会館の休館日は利用できません。その他、利用について、詳しくは、事前にお問い合わせください。

	利用日	対象	利用方法	利用料
足 湯	月～金・第 4 土曜日	町内在住の人	予約不要	無料
歩行浴室	月～金	●町内在住で要介護認定・要支援認定を受けていない人 ●満 20 歳以上の人で運動不足を感じている人 ●施設の利用に支障がなく、ひとりで歩行浴が利用できる人	要予約 利用日の 2 か月前～前日までの開館日に総合保健福祉会館総合窓口へお越しいただき、申し込んでください。	
介助浴室		●町内在住の 65 歳以上の人または、障害のため、ひとりでは家庭や公衆浴場での入浴が困難で家族などの介助があれば入浴できる人		

場 所 斑鳩町小吉田 1 丁目 12-35

お問い合わせ 生き生きプラザ斑鳩総合案内 ☎ 70-1000



すこやか斑鳩・スポーツセンター トレーニングルーム

各種トレーニングマシーンを備えています。スペースも広く、ゆったりと
した気分で体力強化・シェイプアップをすることができます。

休館日 水曜日、12 月 28 日～翌 1 月 3 日

利用料 1 人 1 回につき 200 円 ※ 2,000 円の回数券 11 枚綴りあり。

場 所 斑鳩町龍田南 1 丁目 1-61

お問い合わせ すこやか斑鳩・スポーツセンター ☎ 75-3100



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険 Q & A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

高齢者優待利用券／高齢者優待券

●高齢者優待利用券

法隆寺の無料拝観に利用できます。また、コミュニティバスの乗車も無料になります。

対象者 70歳以上の人(当該年度に70歳になる人を含む)。

●高齢者優待券

以下の4種類の中からいずれか1つを交付します。(1年度に当該年度分のみ交付)

対象者 70歳以上の人(当該年度に70歳になる人を含む)。ただし、高齢者優待利用券を所持していること。

・CI-CA(バスカード)

奈良交通およびエヌシーバス(バスカード機搭載車のみ)に利用できます。

交付内容 3,500円+プレミア分のCI-CA

・ICOCA(イコカカード)

JR西日本が指定する利用可能エリアの他、一部私鉄、公共バスに利用できます。

交付内容 ICOCAを持っている人は、町が指定するコンビニエンスストアでチャージができる3,000円分のICOCAチャージ券を交付します。
ICOCAを持っていない人は、2,000円分(デポジット500円含む)のICOCAと1,000円分のICOCAチャージ券を交付します。
チャージ券に加えて、ふれあい交流センターいきいきの里の入館や、すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用に使用できる「共通利用券」500円分を交付します。

・タクシー乗車券

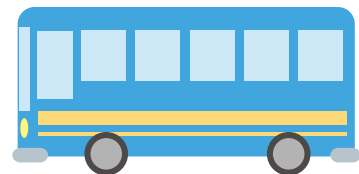
斑鳩町が委託している業者のタクシーに乗車できます。

交付内容 タクシーの普通(中型・小型)車初乗り運賃乗車券5枚綴

・優待共通券

ふれあい交流センターいきいきの里の入館、すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用、いかるがの里 聖徳太子マラソン「ファンランの部」への参加に利用できます。

交付内容 共通券50枚(利用内容によって1回あたりに必要な枚数が異なります)



補聴器の購入費を助成

聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、社会参加と地域交流を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。購入前に事前申請が必要です。

支給限度額 医療機器認証番号の表示がある補聴器1台分の購入費用の2分の1(上限2万円)

対象者 ● 65歳以上の人。

● 両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満、または一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上の人。

● 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない人。

● 身体障害者手帳の聴覚障害の診断書や意見書を記載できる医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けることができる人。

● 町税を滞納していない人。

その他のサービス

安心サポートごみ収集

ごみを地域の集積場所に持っていくことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害者の世帯を対象に、町の収集員が玄関先まで戸別にごみの収集に伺います。

お問い合わせ 環境対策課

対象者 おおむね65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けているひとり暮らしの人。障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用しているひとり暮らしの人。
世帯の構成員全員が、要介護認定または要支援認定を受けているか、障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用している世帯。
ただし、親族や同居人、地域のボランティアなどの協力でごみ出しできる人は対象外。

リフト付マイクロバスの運行事業

町内の高齢者団体が町公共施設の利用、または社会参加を目的とするとき、および町内の福祉団体が地域福祉の充実を目的とする活動に利用するときなどに運行します。運行範囲によっては燃料費が必要となります。

お問い合わせ 斑鳩町社会福祉協議会 ☎ 74-5122

対象者 町内に在住する障害者または概ね60歳以上の高齢者で構成される団体。



安心カプセル

安心カプセルを配布します。

※安心カプセルとは、病気や災害時に救急隊員などがご自宅にかけつけた際、迅速かつ適切な救急医療活動が受けられるよう、「緊急連絡先」や「かかりつけ医療機関」などを記入したシートをカプセルに入れて保管しておくものです。

お問い合わせ 斑鳩町社会福祉協議会 ☎ 74-5122

対象者 すべての住民。

高齢者の入所する施設(介護保険を利用して入所する施設以外の施設を紹介します)

ケアハウス

60歳以上(夫婦で入居する場合は、どちらかが60歳以上)の高齢者で自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢などのため独立して生活するには不安のある人が入所する施設です。相談、申し込みは直接各ケアハウスにお問い合わせください。

有料老人ホーム

一般的には、食事、相談、助言、健康管理、治療への協力、レクリエーションなどのサービスが提供されますが、具体的には施設により異なります。どのような人が入所できるか、費用がいくらかなどについては、入居者と施設との契約によって決定します。相談、申し込みは直接各有料老人ホームにお問い合わせください。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

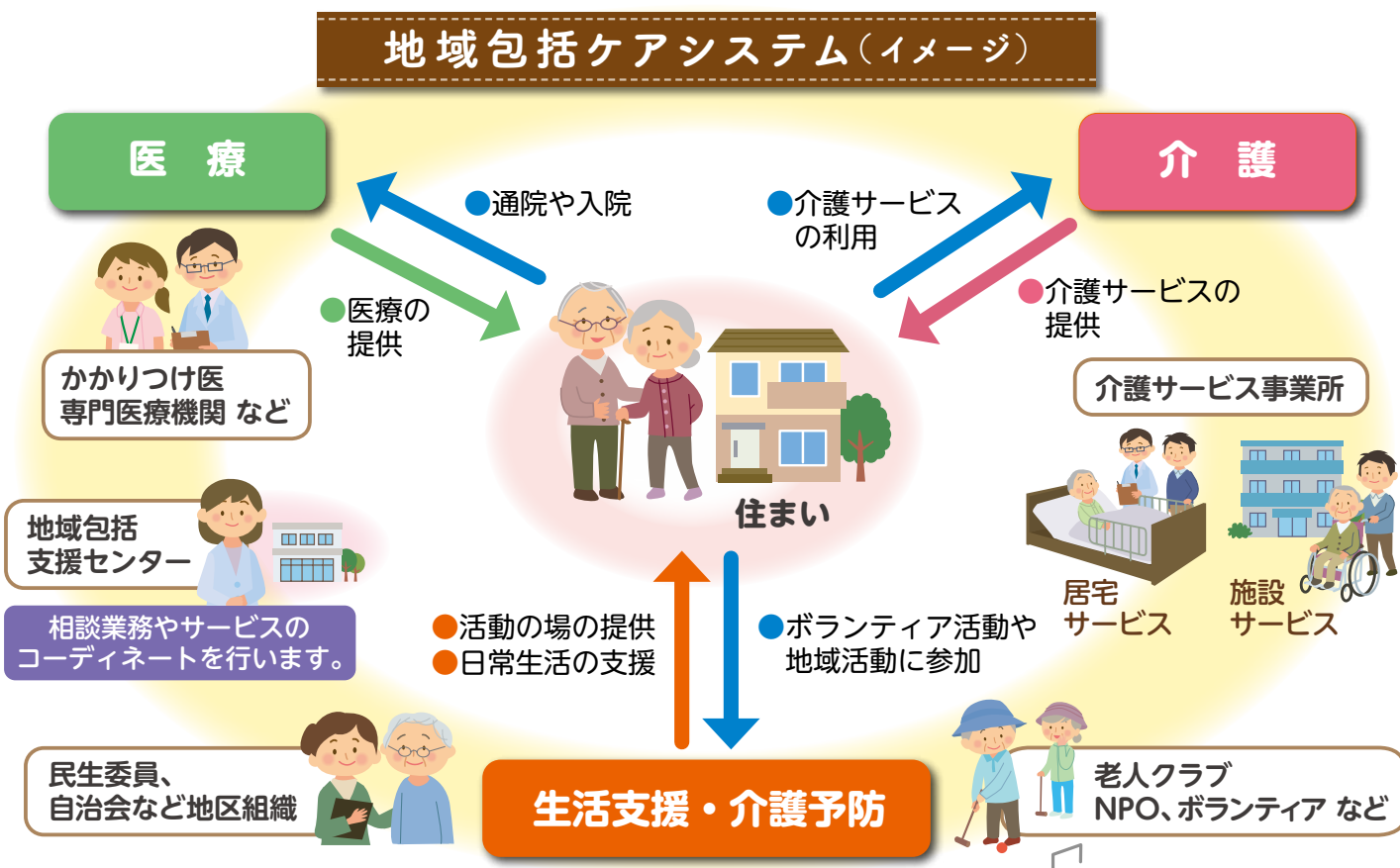
費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

支え合いの地域づくり

高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていくしくみが「地域包括ケア（地域包括ケアシステム）」です。



介護が必要な状態になっても地域で暮らしていくには、「住まい」を前提として「介護」や「医療」などのいざというときのためのサービスと、「介護予防」「生活支援」など日頃から必要なサービスが、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供される体制が必要です。

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

斑鳩町は、多様な生活支援・介護予防サービスを提供できる地域づくりを進めています。ボランティアやサービスを提供する側には、高齢者を含む地域住民の参加が期待されています。

社会的な役割を持つことは、生きがいにもなるし、自然と介護予防にもなります。



生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス（住民主体、NPO、民間企業など多様な主体によるサービス）
地域サロン、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除、介護者支援 など

生活支援の担い手としての社会参加

高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
一般就労、起業、趣味活動、地域活動、ボランティア活動 など

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとへの対応のほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。



地域包括支援センターが行っている主な支援

自立した生活ができるよう介護予防をすすめます

要支援 1・2 および事業対象者の人の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



介護に関する悩みなどさまざまな相談に応じます

介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。



高齢者のみなさんの権利を守ります

消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援や、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。



暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス事業者や医療・行政機関のネットワークづくりを進めています。
また、主任ケアマネジャーが地域のケアマネジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めます。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険 Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業者等一覧

介護保険



Q & A

Q

介護保険には、加入しなくてもいいのですか？

40歳以上のすべての人が加入します。また加入は自動的に行われ、手続きは必要ありません。介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合う仕組みです。介護保険サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入することになります。

A

Q

サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？

医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険料は、介護保険サービスの費用をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうかご理解ください。

A

Q

交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護保険サービスは利用できますか？

65歳以上（第1号被保険者）の人は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護保険サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、斑鳩町へ届け出をお願いします。
40～64歳（第2号被保険者）の人は、特定疾病（5ページ参照）を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方のみが介護保険サービスを利用できます。

A

Q

認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？

暫定プランによりサービスを利用できます。ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

A

Q

現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか？

退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

A

Q

本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？

介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。

A

Q

施設に入所するにはどうすればいいのですか？

施設への入所を希望する場合は、施設に直接お申し込みください。

A

「訪問調査」とは？

訪問調査では「片足で立っていただけるか」「何かにつかまらないうで起き上がれるか」など、あらかじめ定められた項目を調査員（市区町村の職員や委託されたケアマネジャー）が質問します。

【訪問調査を受けるときのポイント】

- 本人だけでなく、介護している人が同席する
- 24時間通しての様子を伝える（夜間の様子なども伝える）

伝えたいことを事前にまとめておきましょう。



概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

基本調査

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| ● 麻痺などの有無 | ● 洗身 | ● 意思の伝達 |
| ● 拘縮の有無 | ● つめ切り | ● 記憶・理解 |
| ● 寝返り | ● 視力・聴力 | ● 問題行動 |
| ● 起き上がり | ● 移乗・移動 | ● 薬の内服 |
| ● 座位保持 | ● えん下・食事摂取 | ● 金銭の管理 |
| ● 両足での立位保持 | ● 排泄 | ● 日常の意思決定 |
| ● 歩行 | ● 清潔 | ● 社会生活への適応 |
| ● 立ち上がり | ● 衣服の着脱 | ● 過去14日間にうけた医療 |
| ● 片足での立位 | ● 外出頻度 | ● 日常生活自立度 |

要介護と要支援の違い

要介護認定の結果は、「自立」、「要支援1・2」、「要介護1～5」のいずれかになります。結果によって利用できるサービスなどに違いがあります。

心身の状態のめやすは、あくまでめやすとなります。本人の状況や環境、状態によって異なります。

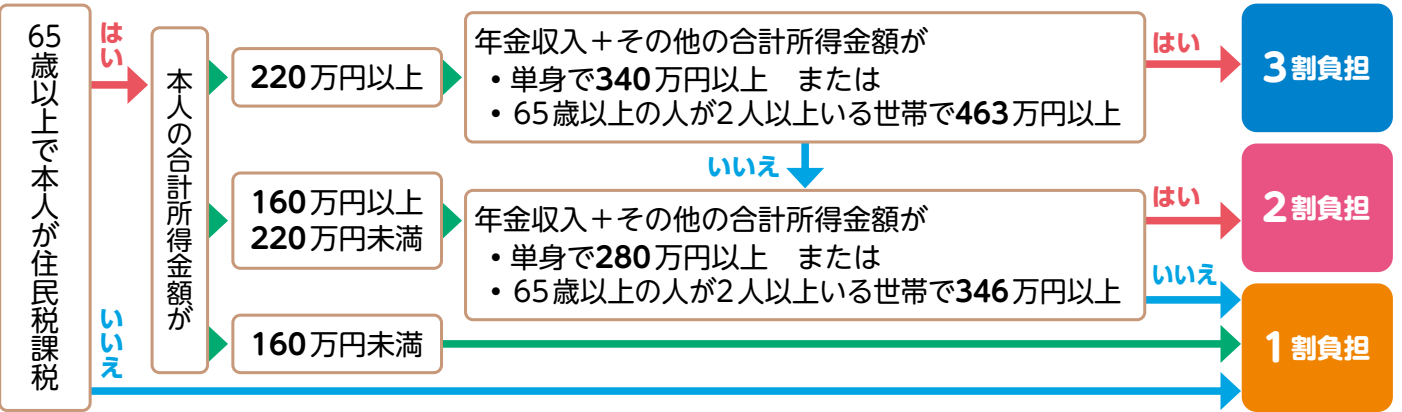
要介護度	心身の状態のめやす	利用できるサービスと利用手順
高	要介護5 要介護4の状態よりも動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。意思疎通が難しい状態。	【利用できるサービス】 ● 介護サービス 【サービスの利用手順】 ● 居宅介護支援事業者のケアマネジャーとケアプランを作成 ● 施設に入所してケアプランを作成
介護が必要	要介護4 要介護3の状態よりも動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難な状態。意思疎通がやや難しい状態。	
	要介護3 排泄や身の回りの世話、立ち上がりなどが自分だけでは難しく日常全般に介護が必要な状態。	
度合い	要介護2 食事や排泄に介護が必要なことがあり、身の回りの世話になんらかの介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要な状態。	【利用できるサービス】 ● 介護予防サービス ● 介護予防・生活支援サービス事業 【サービスの利用手順】 ● 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成
	要介護1 身の回りの世話の一部に支援が必要。立ち上がりや歩行になんらかの支えが必要な状態。	
	要支援2 要介護1相当の状態、心身の状態の現状維持・改善が見込まれる状態。	
低	要支援1 起き上がり、立ち上がりなどの能力が少し低下し、身の回りの世話の一部に支援が必要な状態。	【サービスの利用手順】 ● 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成
非該当（自立）	日常生活はほぼ自立している状態。	
		地域支援事業 ※基本チェックリストの結果、事業対象者となった人は、介護予防・生活支援サービス事業を受けられる。

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。
自己負担が重くなったときや、所得の低い人には負担を軽減するしくみもあります。

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



※ 40～64歳の人は、所得にかかわらず1割負担です。

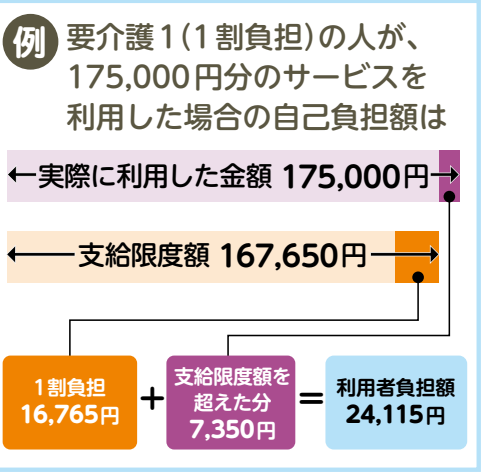
●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。
限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。



■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※ 介護予防サービスについても同様です。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、斑鳩町への申請が必要です。対象の人には斑鳩町から申請書を送付します。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
課税所得 690万円（年収約 1,160万円）以上の人	140,100円（世帯）
課税所得 380万円以上 690万円未満（年収約 770万円以上約 1,160万円未満）の人	93,000円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得 380万円（年収約 770万円）未満の人	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人など	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者など	15,000円（個人）

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、斑鳩町への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の人

区分	限度額
基準総所得額	
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得	
690万円以上	212万円
380万円以上 690万円未満	141万円
145万円以上 380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の人）	56万円
低所得者（住民税非課税世帯の人）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人（年金収入のみの場合80万円以下の人）	19万円

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

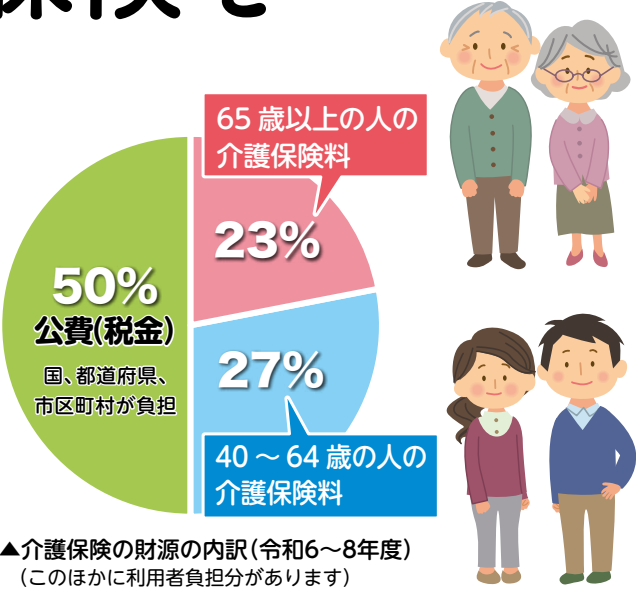
費用の支払い

介護保険料の決め方・納め方

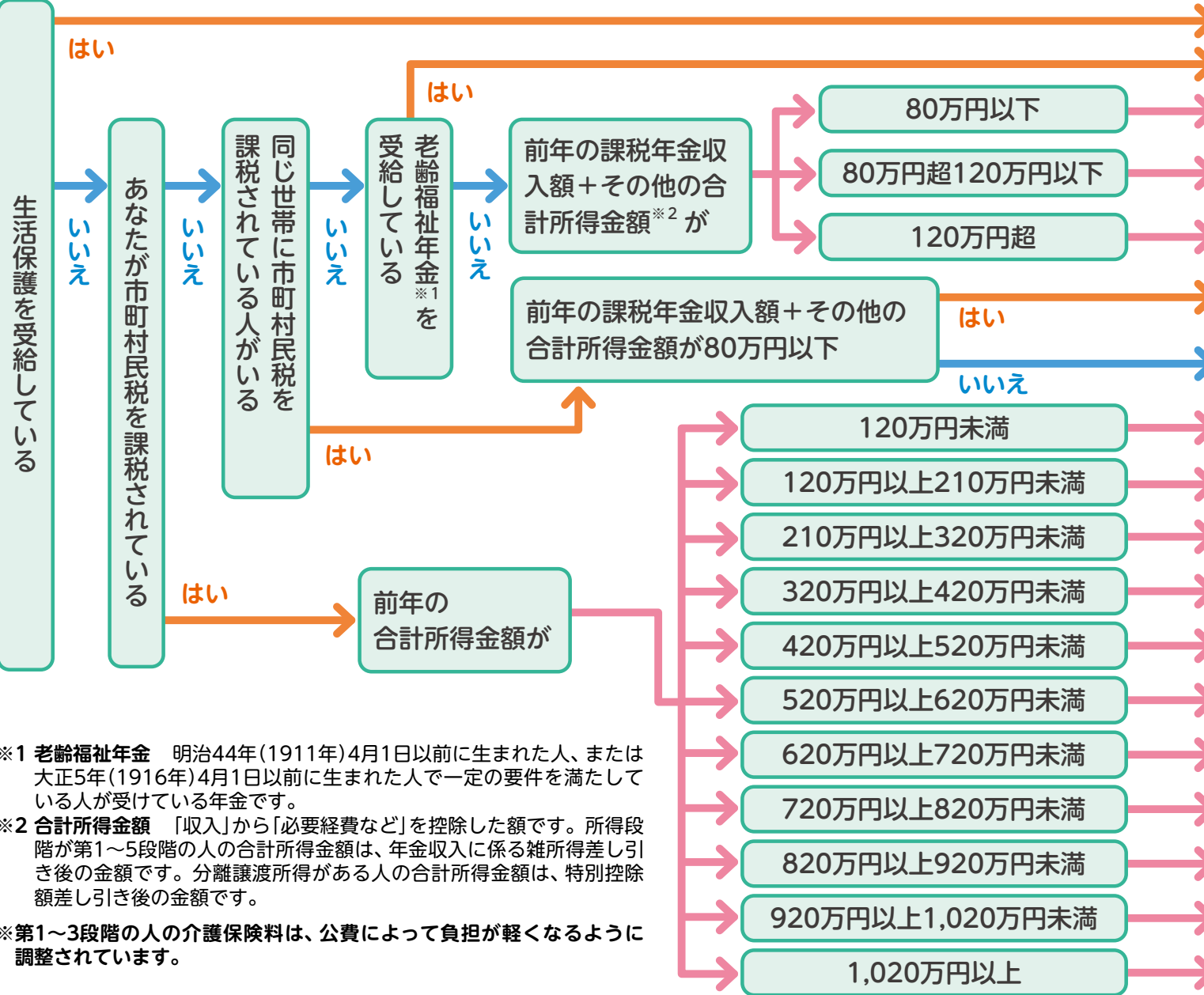
介護サービス事業所等一覧

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。



あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の人の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある人の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

※第1～3段階の人の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

65歳以上の人の介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、斑鳩町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

斑鳩町で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の人の負担分23% ÷ 斑鳩町に住む65歳以上の人の人数

＝ 斑鳩町の令和6～8年度の介護保険料の基準額 61,600円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、16段階に分かれます。

所得段階	対象となる人	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額 × 0.275	16,940円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額※2の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.43	26,480円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額※2の合計が120万円超の人	基準額 × 0.635	39,110円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.88	54,200円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 × 1.00	61,600円(基準額)
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.16	71,450円
第7段階	120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.25	77,000円
第8段階	210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	92,400円
第9段階	320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.70	104,720円
第10段階	420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.80	110,880円
第11段階	520万円以上620万円未満の人	基準額 × 1.90	117,040円
第12段階	620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.00	123,200円
第13段階	720万円以上820万円未満の人	基準額 × 2.10	129,360円
第14段階	820万円以上920万円未満の人	基準額 × 2.20	135,520円
第15段階	920万円以上1,020万円未満の人	基準額 × 2.25	138,600円
第16段階	1,020万円以上の人	基準額 × 2.45	150,920円

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

65歳以上の人の介護保険料の納め方

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。
納め方は受給している年金※の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の人
→【納付書】や【口座振替】で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 斑鳩町から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない人は、**口座振替が便利**です。

手続き

- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん（通帳届出印）**を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月または翌々月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

口座振替が便利ね



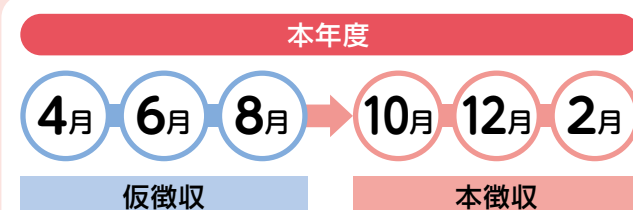
特別徴収

年金が年額**18万円以上**の人
→ 年金から**【天引き】**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。



！こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金が一時差し止めになった

など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。**督促手数料や延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。
申請によりあとから保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げられ**たり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は斑鳩町の担当窓口にご相談しましょう。
減免や猶予が受けられる場合があります。

40～64歳の人の介護保険料

40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している人	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い人への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している人	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

斑鳩町の福祉・保健・医療・介護サービスマップ



■斑鳩町内の福祉・保健サービス等一覧

番号	名 称	電話番号	住 所
1	斑鳩町役場	74-1001	法隆寺西 3-7-12
2	生き生きプラザ斑鳩 (斑鳩町総合保健福祉会館)	70-1000	小吉田 1-12-35
	斑鳩町保健センター	70-0001	
	斑鳩町社会福祉協議会	74-5122	
	斑鳩町地域包括支援センター	75-4000	
3	ふれあい交流センター いきいきの里	74-0990	法隆寺北 1-13-15
4	東老人憩の家	74-5050	幸前 2-8-9
5	西老人憩の家	74-1517	神南 2-5-1
6	三室休日応急診療所	74-4100	稲葉車瀬 2-5-18
7	斑鳩町シルバー人材センター	75-0884	小吉田 2-2-24

※8～68の施設名は、48・49ページをご参照ください。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

斑鳩町の医療サービス一覧

■斑鳩町内の医療サービス（診療所）一覧（斑鳩町医師会加盟医療機関）令和 6 年 6 月 1 日現在

番号	名 称	電話番号	住 所	診療科名
8	斑鳩の里内科醫院	74-2630	興留 6-2-8	内 科 腎臓内科
9	石崎整形外科・内科	75-5258	興留 5-10-28	整形外科 内 科 リハビリテーション科 外 科
10	植嶋医院	75-2200	法隆寺 1-7-16	内 科
11	おおさか耳鼻咽喉科	75-7890	興留 7-2-12	耳鼻咽喉科
12	かじもと眼科クリニック	51-5556	興留 5-1-34	眼 科
13	勝井整形外科	75-3855	龍田西 4-7-2	外 科 整形外科 リハビリテーション科 スポーツ整形外科
14	川本医院	75-3471	阿波 2-5-1	内 科 消化器科
15	KEN レディースクリニック	74-0008	興留 4-10-14 野口ビル 1F	産 科 婦人科
16	坂本医院	75-2023	龍田 2-3-12	内 科 小児科
17	西和往診クリニック	70-0003	小吉田 2-7-15	緩和ケア 老年内科 脳神経外科
18	なんのレディースクリニック	75-5623	興留 5-14-8	産 科 婦人科
19	藤岡内科医院	74-6677	幸前 2-2-12	内 科 循環器科
20	法隆寺さくら眼科クリニック	74-5510	龍田南 2-250-5	眼 科
21	前田クリニック	75-5711	龍田西 8-6-10	内 科 外 科 整形外科 リハビリテーション科
22	ますなが皮フ科形成外科	75-1277	興留 4-10-15 野口ビル 1F	形成外科 皮膚科
23	まつきクリニック	75-8002	法隆寺東 1-5-10	泌尿器科 内 科

■斑鳩町内の医療サービス（歯科）一覧（斑鳩町歯科医師会加盟機関）令和 6 年 6 月 1 日現在

番号	名 称	電話番号	住 所
24	宇治歯科医院	75-2211	龍田西 4-1-45
25	内田歯科医院	75-2643	龍田南 4-3-11
26	こうの歯科医院	75-6556	服部 1-12-12
27	ことぶき歯科	43-8217	龍田西 8-9-30
28	田村歯科クリニック	70-0118	興留 5-1-33-104
29	なかにし歯科医院	74-3338	法隆寺 2-9-8
30	平山歯科医院	74-4708	阿波 3-1-27 法隆寺駅前ビル 1F
31	船田歯科医院	75-7011	興留 9-4-2
32	吉村歯科医院	74-4107	興留 7-6-13
33	芳本歯科医院	74-3355	阿波 2-14-4



斑鳩町の介護サービス提供事業所一覧

番号	サービス	名 称	電話番号	住 所
34	介護予防支援	斑鳩町地域包括支援センター	75-4000	小吉田 1-12-35
35	居宅介護支援	在宅介護支援センター第二慈母園	75-8888	法隆寺 2091-1
	訪問介護	訪問介護事業所第二慈母園		
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム第二慈母園		
36	居宅介護支援	居宅介護支援事業所エイドステーション	75-0071	高安 1-5-30
37	居宅介護支援	株式会社すまいる斑鳩支店	75-3337	法隆寺南 1-3-15
	通所介護	デイサービスセンターすまいる		
38	福祉用具貸与・販売	なごみ	60-7233	法隆寺南 2-1-3 サントル法隆寺1番館 101

番号	サービス	名 称	電話番号	住 所
39	福祉用具貸与・販売	今村住設株式会社	74-4567	法隆寺1-7-10
40	居宅介護支援	居宅介護支援事業所あんしん館	75-2805	法隆寺1-7-23
	通所介護	デイサービスセンターいかるがの郷		
41	グループホーム	認知症対応型グループホームカノンの扉	74-6333	阿波3-11-6
42	訪問介護	ヘルパーステーションみろく	75-1021	興留1-3-14
43	訪問介護	翼風寮訪問介護	74-6353	興留1-8-4 大和ハイツ8
44	グループホーム	グループホームぱんだ	27-8876	興留3-2-6
45	居宅介護支援	ケアプランセンターひまわり斑鳩	70-0045	興留4-1-35
	訪問介護	ヘルパーステーションひまわり斑鳩	70-0035	
	通所介護	デイサービスセンターひまわり斑鳩	70-0025	
	グループホーム	グループホームふれあい斑鳩	70-0015	
46	居宅介護支援	ケアプランセンターうららか	75-2322	興留5-2-8 パークハイムA棟202
47	通所リハ	石崎整形外科・内科	75-5215	興留5-10-28
48	居宅介護支援	ケアプランセンター Cor	43-8482	興留6-5-9-202
49	訪問看護	訪問看護ステーションなかま	43-8930	興留6-7-22-205
50	居宅介護支援	ケアプランセンター・ひまわり	090-6552-8996	興留8-8-6
51	居宅介護支援	ウェルネス斑鳩ケアサポート	75-5465	服部1-2-25
	訪問介護	いかるが訪問介護センター		
52	通所介護	デイサービス ロハスの森	74-6842	服部1-4-35
53	小多機	小規模多機能型事業所一樹	74-0707	目安3-4-36
	短期入所生活介護	ショートステイ一樹	75-1212	
	通所介護	デイサービスセンター一樹		
54	訪問看護	みむろ訪問看護ステーション	75-9234	稲葉車瀬2-5-18
55	居宅介護支援	ケアプランセンターほっとプラザ	70-0002	小吉田2-7-15
	訪問介護	訪問介護ステーションほっとプラザ		
	通所介護	デイサービスセンターほっとプラザ		
	訪問看護	訪問看護ステーションほっとプラザ	70-0051	
	通所リハ	西和往診クリニック	70-0005	
56	共生型通所介護	斑鳩町障害者支援センター虹の家	75-0008	神南2-5-8
57	訪問看護	アルク訪問看護ステーション	44-9138	神南5-3-28 ゼニスコートV101
58	通所介護	ココロとカラダのデイサービス	75-0311	龍田1-9-31
59	通所介護	デイサービス LUPIN 斑鳩	43-7640	龍田2-1-12
60	通所介護	ウォーキングスタジオたいむ	61-7323	龍田2-2-15
61	訪問介護	ヘルパーステーションゆめひろば斑鳩	44-3663	龍田北2-2-15
62	通所介護	デイサービス ロハスの森Ⅱ	43-7762	龍田南1-3-53
63	特定施設	介護付有料老人ホームもみじの里	75-8822	龍田南5-1-40
64	居宅介護支援	独立型・介護抛り所いっぽ（一歩）	75-8633	龍田西3-15-19
65	居宅介護支援 福祉用具貸与・販売	株式会社イカリトンボ	75-2028	龍田西4-1-40
66	訪問介護	NPO 法人ケアメイトたつた	75-5290	龍田西4-5-19
	訪問看護	訪問看護ステーション ケアメイトたつた		
67	居宅介護支援	ケアプランセンターりすた〜と	75-1122	龍田西4-7-5
	訪問介護	訪問介護りすた〜と		
68	福祉用具貸与・販売	株式会社フジヤマサービス	43-7407	龍田西6-12-29

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険 Q & A

費用の支払い

介護保険料の決め方・納め方

介護サービス事業所等一覧

斑鳩町近隣の介護サービス提供事業所一覧

■生駒郡内の介護サービス（在宅サービス）提供事業所一覧

令和 6 年 6 月 1 日現在

町村名	サービス	名 称	電話番号	住 所
平群町	居宅介護支援 短期入所療養介護 通所リハ	介護老人保健施設悠々の郷	46-2255	平群町上庄1-15-1
	訪問介護	訪問介護ステーション悠々		
	訪問介護	訪問介護ステーション Lily Mom	43-8704	平群町菊美台1-10-1
	訪問介護	訪問介護サービスやすらぎ	60-5301	平群町菊美台1-206-1
	居宅介護支援	居宅介護支援センターやすらぎ	60-5302	平群町菊美台1-206-11
	居宅介護支援	居宅介護支援センターくまがし	46-1811	平群町椿井244
	通所介護	デイサービスセンターくまがし	46-2383	
	短期入所生活介護	ショートステイクまがし		
	訪問看護	訪問看護ステーション優心	51-2001	平群町三里710 パステラルコートB-102
	通所介護	リハビリデイサービス春の空	27-2660	平群町北信貴ヶ丘1-2-29
	居宅介護支援	ケアサポート岡山	45-6855	平群町北信貴ヶ丘2-12-19
	居宅介護支援 通所介護 訪問介護	社会福祉法人平群町社会福祉協議会	45-5710	平群町西宮2-1-6
	居宅介護支援	ケアサポートセンターはやし	45-1673	平群町西宮2-11-14
	居宅介護支援	在宅ケアサービスゆうき	45-8670	平群町榎原496
	短期入所生活介護	ショートステイグレース	45-0865	平群町越木塚336-1
	通所介護	デイサービスセンターグレース		
	訪問介護	ケアサービス絆	45-1126	平群町下垣内1-3 フロレスタ102
	居宅介護支援	医療法人緑会たなかクリニック訪問部 居宅介護支援事業所	44-9841	平群町下垣内124
	居宅介護支援	あけぼの会高齢者福祉事業センター	46-3177	平群町福貴1354-11
	居宅介護支援	れぷす	43-5834	平群町初香台1-1-13
居宅介護支援	ケアプランセンター彩	27-9064	平群町吉新1-3-33	
居宅介護支援	居宅介護支援すずらん	47-2544	平群町平等寺85-6	
三郷町	居宅介護支援	夕陽ヶ丘診療所	72-9490	三郷町夕陽ヶ丘1-40
	訪問介護	夕陽ヶ丘診療所ホームヘルプステーション	72-6674	
	訪問介護	三郷サンサンハウスヘルプステーション	32-3535	三郷町東信貴ヶ丘1-2-27
	居宅介護支援	三郷サンサンハウス居宅介護支援事業所		
	居宅介護支援	医療法人紀川会居宅介護支援事業所	34-0705	三郷町勢野東4-14-1
	訪問看護	ライフケア訪問看護ステーション	31-5799	三郷町勢野東4-3-20
	福祉用具貸与・販売 訪問介護	NPO 法人ライフケア王寺		
	居宅介護支援	地域支援相談センター		
	訪問介護	コール	32-0477	三郷町勢野東6-4-34
	訪問介護	ケアサービスほうれんそう	72-8819	三郷町勢野西4-8-34
	通所介護	デイサービス LUPIN 勢野	31-6688	三郷町勢野北1-4-25
	通所介護	デイサービスはあとの杜しぎさん	33-5700	三郷町勢野北4-3-2
	訪問介護	ヘルプステーションルピナス勢野	34-1881	三郷町勢野北4-5-10
	訪問介護	あゆみ介護ステーション	31-3366	三郷町立野北2-25-23
	居宅介護支援 訪問介護	有限会社介護サービスセンターあおぞら	34-1212	三郷町立野北2-2738-5

町村名	サービス	名 称	電話番号	住 所
三郷町	居宅介護支援	居宅介護支援事業所さくらんぼ	34-0108	三郷町立野北2-5-27
	訪問介護	朋訪問介護ステーション三郷	72-6449	三郷町立野南1-10-21
	通所介護	朋デイサービスセンター三郷		
	居宅介護支援 訪問介護	あかり介護ステーション	43-8360	三郷町立野南1-23-10 M's court 三郷106
	居宅介護支援	ケアプランセンターここなら	31-0020	三郷町立野南1-24-21
	訪問介護	ヘルパーステーション LUPIN 三郷	33-5300	三郷町立野南2-3-20 メイプルタウンB105
	居宅介護支援	ケアプランセンタールピナス三郷	33-5100	三郷町立野南2-3-20 メイプルタウンB103
	居宅介護支援	朋ケアプランセンター三郷	72-6449	三郷町立野南2-10-7 604号室
	訪問介護	ヘルパーステーションスワン	44-9356	三郷町立野南2-10-7 三郷駅前マンション605
	訪問介護	訪問介護ステーションあい	44-8946	三郷町立野南2-14-7 三室山コープタウン7-102
	訪問看護	訪問看護ステーションやわらぎ	31-6611	三郷町立野南2-8-12
	訪問看護	訪問看護ステーション meow	31-3337	三郷町立野南2-9-13 ヤマセンビル606
	訪問看護	朋訪問看護ステーション三郷	27-7421	三郷町立野南 2-10-7-604
	訪問看護	ハローケア訪問看護ステーションしぎさん	73-2360	三郷町立野南2-9-33
	特定福祉用具販売	株式会社ふくろ工房	72-2810	三郷町城山台5-1-8
	短期入所療養介護 通所リハ 訪問リハ	介護老人保健施設もののみの郷	34-0701	三郷町信貴山東4-10
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム三室園	72-2121	三郷町信貴南畑1-1-1
	短期入所生活介護	短期入所事業所バイオスの丘三郷	33-3335	三郷町信貴南畑1-7-26
	通所介護	デイサービスセンターバイオスの丘三郷		
	訪問介護	訪問介護事業所バイオスの丘三郷	33-3335	
安堵町	短期入所生活介護 通所介護	特別養護老人ホームもちの木	0743-59-3977	安堵町東安堵218-1
	通所介護	デイサービスげんき	0743-23-1515	安堵町東安堵248-8
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所げんき		
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所どんどこ	0743-57-9120	安堵町東安堵7-30
	居宅介護支援	ツツミ介護支援事務所	0743-57-5235	安堵町岡崎246-1
	短期入所生活介護	あくなみ苑ショートステイ	0743-59-0070	安堵町岡崎33-1
	居宅介護支援	あくなみ苑居宅介護支援センター		
	通所介護	あくなみ苑デイサービスセンター		
	居宅介護支援 短期入所療養介護 通所リハ	介護老人保健施設若草園	0743-57-5535	安堵町岡崎58
	訪問介護	介護サービスセンターまこと	0743-57-7522	安堵町笠目549-1
	居宅介護支援	ケアプランセンター安堵園	0743-23-1260	安堵町西安堵570-1
	訪問看護	訪問看護ステーションれんげ	86-4688	安堵町西安堵642-1 乾ハイツA102

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧

■その他の地域の介護サービス（在宅サービス）提供事業所一覧（抜粋） 令和6年6月1日現在

町村名	サービス	名 称	電話番号	住 所
上 牧 町	訪問看護	訪問看護ステーション メディケアジャパン上牧	73-7100	上牧町片岡台2-13-25 グリーンハイツ2F
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所フルライフケア上牧	34-2055	上牧町片岡台2-13-26 芳倉マンション304
	訪問介護	訪問介護事業所フルライフケア上牧		
	福祉用具 貸与・販売	介護用品レンタル販売さくら	47-8253	上牧町桜ヶ丘1-8-6 松井ビル1-D
	居宅介護支援 訪問介護	介護のみき西大和ケアセンター	34-0855	上牧町桜ヶ丘3-35-11
	訪問介護	「延樹」訪問介護ステーション	34-0011	上牧町下牧1-2-8
	訪問看護	訪問看護ステーションやまびこ	32-6825	上牧町下牧1-2-25
	居宅介護支援 訪問介護	有限会社やまびこ		
	通所介護	杏デイサービスセンター	72-1333	
	訪問看護	訪問看護ステーションビブレ奈良南	44-9982	上牧町下牧3-1-5 片岡台マンション401
	訪問介護	だんだん指定訪問介護事業所	76-3275	上牧町服部台4-7-36
	居宅介護支援 訪問介護	介護サービス華うさぎ	78-6366	上牧町米山台1-2-17
	福祉用具 貸与・販売	福祉用具ツェイス	27-9455	上牧町米山台6-3-12
	通所介護	リハビリデイサービス春の風	71-3123	上牧町上牧1413-1
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所かごめ	78-5851	上牧町上牧2209-1
	福祉用具 貸与・販売	ホームエコテック	71-3020	上牧町上牧2741-3
	短期入所 療養介護	介護老人保健施設こころ上牧	71-5780	上牧町上牧2768-2
	通所リハ 訪問リハ			
	居宅介護支援	こころ上牧居宅介護支援事業所		
	福祉用具 貸与・販売	AC サポート	77-6298	上牧町上牧2850-7
	居宅介護支援	AC ケアプラン		
	居宅介護支援 訪問介護	社会福祉法人上牧町社会福祉協議会	78-7844	上牧町上牧3245-1
	福祉用具 貸与・販売	株式会社三晴（みはる）	71-5101	上牧町上牧3374-1
	訪問介護	ケアセンターぶどうの森	78-9944	上牧町上牧3439-21
	居宅介護支援 福祉用具 貸与・販売 訪問介護	介護ステーションにこにこ	77-2525	上牧町上牧3815
	福祉用具 貸与・販売	株式会社優和	43-8918	上牧町上牧2209-5
	短期入所 療養介護	老人保健施設ユートピア・ゆり	43-6273	上牧町上牧4244
	短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム郁徳苑	43-6083	
	短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム郁慈苑	43-6074	
	短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム郁楽苑	43-6246	
	短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム郁愛苑	43-6092	
	居宅介護支援	郁慈会居宅介護支援事業所	43-7012	
	通所介護	デイサービス六花	43-6987	上牧町上牧537-10
	訪問介護	六花訪問介護ステーション		上牧町上牧537-16
	訪問看護	六花訪問看護ステーション		
	居宅介護支援	ケアプランセンター六花		
	短期入所 生活介護	介護老人保健施設グランディまきば	76-3450	上牧町上牧899-7
	訪問看護	服部すみれ訪問看護ステーション	77-1333	上牧町上牧字薬師山4244
	居宅介護支援	服部すみれ居宅介護支援事業所		
	訪問介護	服部すみれ訪問介護ステーション		
	居宅介護支援	エイワン居宅介護支援事業所	71-1152	上牧町葛城台4-3-9
	通所リハ	医療法人友誼会西大和リハビリテーション病院	71-6688	上牧町ささゆり台3-2-2

町村名	サービス	名 称	電話番号	住 所
王 寺 町	居宅介護支援	王寺町在宅介護支援センター 「ハートランドしぎさん」	33-5050	王寺町王寺2-6-1 まさごビル2F
	居宅介護支援 訪問介護	株式会社介護センター虹	34-2828	王寺町王寺2-7-7 ディアレスト王寺1
	福祉用具 貸与・販売	株式会社ひだまり工房	72-8294	王寺町久度1-10-24
	居宅介護支援	ケアプランセンター双葉	33-1177	王寺町久度2-3-1 305-1
	居宅介護支援 特定福祉 用具販売	ピーター居宅介護支援事業所	33-3502	
	訪問介護	介護ピーター	33-3512	王寺町久度4-3-13
	通所介護	デイサービスセンターかがやき	34-0355	
	通所介護	デイサービスセンターぎんのすず	31-2775	王寺町久度3-1-12
	通所介護	大和園王寺デイサービスセンター	72-8580	王寺町葛下3-161-1
	居宅介護支援	大和園王寺在宅介護支援センター		
	通所介護	デイサービスなないろ	73-7373	王寺町本町2-22-37
	訪問看護	ここり訪問看護ステーション	34-0780	王寺町本町2-29-16
	訪問介護	訪問介護本舗 王寺	43-6196	王寺町本町2-30-4 アルバトロス205
	居宅介護支援	ケアプランセンターここから王寺町	31-1577	王寺町本町4-4-19
	通所介護	デイサービスセンターここから王寺町		
	居宅介護支援 訪問介護	訪問介護ステーションいちご花	34-1587	王寺町本町4-41-2
	通所介護 訪問介護	ニチケアセンター奈良王寺	33-0717	王寺町本町4-44-19
	訪問介護	桜寿	43-5441	王寺町本町5-14-27
	通所介護	てんとう虫デイサービスセンター	34-0980	王寺町畠田8-1507
	短期入所 生活介護	ショートステイてんとう虫		
	訪問介護	介護センターてるてる	32-5077	王寺町太子3-1-12
	居宅介護支援	ケアプランセンターてるてる		
河 合 町	居宅介護支援	ケアセンターふおゆう	56-3776	河合町池部1-7-5
	居宅介護支援 短期入所 生活介護 通所介護	大和の里	58-2525	河合町池部3-5-5
	福祉用具 貸与・販売	有限会社ハーツ・ファイブ	57-1323	河合町穴闇59-19
	居宅介護支援	社会医療法人健生会河合診療所	57-0212	河合町穴闇81-1
	訪問介護	河合診療所ホームヘルプステーション	56-3755	河合町穴闇81-8
	訪問看護	訪問看護ステーションはるかぜ	57-1033	河合町穴闇81-8
	訪問介護	訪問介護センターきぼう	57-2770	河合町西穴闇351-1
	短期入所 療養介護	老人保健施設奈良ベルホーム	33-2222	河合町高塚台1-8-1
	訪問看護	訪問看護ステーション西大和	33-2255	
	福祉用具 貸与・販売 訪問介護	ニッセイせいい在宅介護サービス センターベル西大和店	33-2244	
	居宅介護支援	ニッセイせいいケアプランセンター西大和	33-2288	
	訪問介護	在宅介護センター奈良河合事務所	32-4781	河合町高塚台2-8-1
	訪問看護	訪問看護ステーションラシクル西大和	72-1000	河合町高塚台2-38-14
	訪問介護	クレシェンドホームヘルプステーション	43-5831	河合町星和台1-10-11
	居宅介護支援 訪問介護	訪問介護ステーションそらまめ星和台	31-3001	河合町星和台2-1-17
	通所介護	デイサービスそらまめ星和台	43-6671	河合町星和台2-1-20
	居宅介護支援	ケアプランセンターらいむ	34-2288	河合町大輪田1916-2 アーバン西大和6-103
	訪問看護	訪問看護ステーション結心	33-6556	河合町大輪田1977
	通所介護	リハビリデイサービスさみた	58-3020	河合町佐味田198-1
	短期入所 生活介護	ショートステイさみた	58-3000	
	居宅介護支援	K&A ケアプランセンター	050-8884-6612	河合町彩りの杜 568-220

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決め方・納め方

介護サービス事業所等一覧

斑鳩町近隣の介護保険施設一覧

令和6年6月1日現在

サービス	名 称	電話番号	住 所
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム第二慈母園	0745-75-8888	斑鳩町法隆寺2091-1
	特別養護老人ホーム一樹	0745-75-1212	斑鳩町目安3-4-36
	特別養護老人ホームグレースの里	0745-45-0865	平群町越木塚336-1
	特別養護老人ホーム第二グレースの里	0745-46-2383	平群町椿井244
	特別養護老人ホーム三室園	0745-72-2121	三郷町信貴南畑1-1-1
	特別養護老人ホームビオスの丘三郷	0745-33-3335	三郷町信貴南畑1-7-26
	特別養護老人ホームあくなみ苑	0743-59-0070	安堵町岡崎33-1
	特別養護老人ホームもちの木	0743-59-3977	安堵町東安堵218-1
	特別養護老人ホーム郁徳苑	0745-43-6083	上牧町上牧4244
	特別養護老人ホーム郁慈苑	0745-43-6074	上牧町上牧4244
	特別養護老人ホーム郁楽苑	0745-43-6246	上牧町上牧4244
	特別養護老人ホーム郁愛苑	0745-43-6092	上牧町上牧4244
	特別養護老人ホームてんとう虫	0745-34-0980	王寺町畠田8-1507
	大和の里	0745-58-2525	河合町池部3-5-5
	特別養護老人ホームさみた	0745-58-3000	河合町佐味田198-1
	特別養護老人ホーム大和園	0745-55-5383	広陵町三吉169
	特別養護老人ホームおきなの杜	0745-55-5551	広陵町南郷87
	特別養護老人ホーム大和園平和	0743-58-2700	大和郡山市美濃庄町236-1
	あすなら苑	0743-57-1165	大和郡山市宮堂町青木160-7
	特別養護老人ホーム瑞祥苑	0743-54-6180	大和郡山市矢田町4739-4
	矢田の郷	0743-53-5552	大和郡山市新町991
	特別養護老人ホームあいの郷	0743-56-4846	大和郡山市発志院町184-2
	特別養護老人ホームきづなの里	0743-52-1101	大和郡山市山田町337-2
	特別養護老人ホームウェルケアはるか	0743-23-0221	大和郡山市天井町227-1
	特別養護老人ホーム千年希望の杜大和郡山	0743-58-5787	大和郡山市矢田町686-1
	特別養護老人ホーム大和園白鳳	0745-79-5500	香芝市尼寺594-2
	特別養護老人ホームすばる	0745-71-7171	香芝市鎌田157-1
	特別養護老人ホームぬくもり香芝	0745-78-6300	香芝市下田西2-7-61
介護老人保健施設	介護老人保健施設悠々の郷	0745-46-2255	平群町上庄1-15-1
	介護老人保健施設もののみの郷	0745-34-0701	三郷町信貴山東4-10
	介護老人保健施設若草園	0743-57-5535	安堵町岡崎58
	老人保健施設ユートピア・ゆり	0745-43-6273	上牧町上牧4244
	介護老人保健施設こころ上牧	0745-71-5780	上牧町上牧2768-2
	介護老人保健施設グランディまきば	0745-76-3450	上牧町上牧899-7
	老人保健施設奈良ベテルホーム	0745-33-2222	河合町高塚台1-8-1
	介護老人保健施設ぬくもり広陵	0745-54-2077	広陵町馬見北5-13-11
	介護老人保健施設かぐやの里	0745-58-2223	広陵町三吉1799-1
	老人保健施設幸寿苑	0743-54-5011	大和郡山市城南町2-13

サービス	名 称	電話番号	住 所
介護老人保健施設	老人保健施設ピュアネス藍	0743-56-8001	大和郡山市本庄町1-5
	介護老人保健施設ウェルケア悠	0743-55-0210	大和郡山市田中町728
	介護老人保健施設夢眠やまざくら	0743-52-2600	大和郡山市矢田町686-4
	介護老人保健施設オークピア鹿芝	0745-71-3588	香芝市穴虫885-1
	介護老人保健施設てんとう虫	0745-71-0980	香芝市平野23-1
介護医療院	奈良厚生会病院介護医療院	0743-56-5678	大和郡山市椎木町769-3
特定施設入居者 生活介護 (有料老人ホーム)	介護付有料老人ホームもみじの里	0745-75-8822	斑鳩町龍田南5-1-40
	ひまわり生駒苑	0745-45-5511	平群町上庄1-15-16
	チャーム奈良三郷	0745-34-0036	三郷町勢野東6-8-6
	友楽の杜 西大和	0745-71-7878	上牧町ささゆり台3-2-1
	友楽の杜ささゆり	0745-71-8788	上牧町ささゆり台3-2-3
	介護付有料老人ホームあんしん館	0745-71-3090	上牧町中筋出作56-1
	介護付有料老人ホームなごみ館	0745-71-1753	上牧町中筋出作60-1
	介護付有料老人ホームだるま苑	0745-34-0078	王寺町本町2-4-23
	有料老人ホーム奈良ニッセイエデンの園	0745-33-2100	河合町高塚台1-8-1
	サービス付き高齢者向け住宅メディハウス み・かさ星和台	0745-43-7002	河合町星和台2-1-17
	エリシオン真美ヶ丘	0745-54-3540	広陵町馬見南4-1-19
	エリシオン真美ヶ丘アネックス	0745-54-6301	広陵町馬見南4-1-18
	養護老人ホーム大和園広陽	0745-55-5383	広陵町三吉166
	Charm (チャーム) やまところりやま	0743-59-5701	大和郡山市本庄町307-1、308-1
	Charm (チャーム) 郡山九条	0743-54-8600	大和郡山市九条町293-1
	ウェルライフ郡山	0743-51-0221	大和郡山市田中町761
	介護付有料老人ホームメビウス大和郡山	0743-55-5588	大和郡山市柳1-14-1
	スーパー・コート郡山筒井	0743-58-4850	大和郡山市筒井町856-2
	介護付有料老人ホーム青藍の郷	0743-56-8003	大和郡山市本庄町312-1
	エバーライフ香芝	0745-71-7722	香芝市高206
	介護付有料老人ホーム倅寿の丘	0745-71-5416	香芝市藤山2-1220-1

斑鳩町の高齢者入所施設
(介護保険を利用して入所する施設以外) 一覧

■軽費老人ホーム (ケアハウス)

名 称	電話番号	住 所
ケアハウス第二慈母園	0745-75-8888	法隆寺2091-1

■住宅型有料老人ホーム

名 称	電話番号	住 所
ケア・ブリッジ法隆寺	0745-75-1020	興留1-3-14
ラ・ヴィータ斑鳩	0745-44-3663	龍田北2-2-15



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

斑鳩町高齢者福祉サービス

地域包括ケア／介護保険Q&A

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護サービス事業所等一覧